



NEWS RELEASE

令和5年4月7日
山形信用金庫

お客さま各位

地方税統一 QR コード納付を ATM で取扱い開始

～4月のサービス開始に合わせて ATM マルチリーダを活用した地方税納付セルフ化に対応～

山形信用金庫（理事長：山口 盛雄）は、このたび、令和5年4月より地方公共団体において開始される全国統一規格の QR コード（地方税統一 QR コード）による納付の運用に対応し、4月17日より一部店舗 ATM での取扱いを開始します。

今回稼働する ATM サービスは、マルチリーダを活用して地方税統一 QR コードにいち早く対応した、日立チャネルソリューションズ株式会社が提供する「ATM 税公金ソリューション」を導入したもので、お客さまご自身が納付書に印字された QR コードから納税情報を読み取らせ、ATM で納付処理を完結できるようになり、お客さまの利便性向上にお役立ちします。

1. 稼働時期

4月17日（月） 本店 ATM コーナー（2台）、七日町出張所 ATM コーナー

取組みの背景と目的

山形信用金庫では、お客様満足度の高い金融サービスの提供を推進し、従来からお客さまへのサービス向上とともに業務効率化に取り組んでいます。

従来窓口で受け付けた納付書は店舗から持ち出し、事務集中センターでチェック、仕分けを行い、各地公団へ送付していました。今回導入する地方税統一 QR コード納付対応 ATM ソリューションによって、有人窓口を介さず、ATM での取り扱い完了後、eLTAX（地方税共通納税システム）を経由して、各地方公共団体へ納税データが送付されます。これにより、従来の紙ベースの手続が不要となり、窓口に加えバックヤードでの業務負担が軽減され、事務効率も高められます。また、窓口の混雑緩和や、利用者の待ち時間も低減されます。さらに、ATM 稼働時間内であれば店舗窓口の営業時間外での取り扱いも可能となるため、利用者の利便性向上に貢献します。

3. サービス概要

- ・ ATM 搭載のマルチリーダに納付書の QR コードの部分をかざして読み取り、納税額の払込処理を現金または口座から行います。
- ・ 読み取らせた納付書は利用者が ATM 納付取引明細票と合わせて持ち帰り保管します。
- ・ 令和5年4月スタート時は QR コードの表示が必須とされる、以下の4税目を取り扱います。
県税：自動車税、市町村税：軽自動車税・固定資産税・都市計画税 ※対象税目は順次拡大予定



* 商標注記

- ・ QR コードは、株式会社デンソーウェーブの登録商標または商標です。

以上

【本件に関するお問い合わせ先】

山形信用金庫 事務管理部

Tel: 023-632-2161（代表）